資料1

第五次狛江市子ども読書活動推進計画（案）

【令和9年度～令和 13 年度】



令和9年3月

狛江市教育委員会

－目次－

第1章　計画の策定にあたって…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
1. 計画策定の経緯…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
2. 計画の位置付け…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
3. 計画の期間と対象……エラー! 参照するデータが見つかりません。
第2章　狛江市における成果と課題…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
1. 乳幼児期の読書活動…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
2. 小･中学生の読書活動……エラー! 参照するデータが見つかりません。
3. 図書館･図書室や地域における読書活動‥ エラー! 参照するデータが見つかりません。
4. 意識調査等と課題……エラー! 参照するデータが見つかりません。
第3章　計画の基本的な考え方……エラー! 参照するデータが見つかりません。
第4章　計画の内容…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
1. 乳幼児期の読書活動推進…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
(1)乳幼児期の読書活動…… タが見つかりません。
(2)乳幼児期の読書 タが見つかりません。
2. 小･中学生の せん。
(1)小･中 。
(2)小 りません。
3. 高校
(1
(2 ん。
(3
(4) 見つかりま
せん。
4. 地域にお ん。
(1)地域で活動 するデータが見つかり
ません。
(2)子どもと本をつなぐ活動に携わる 照するデータが見つかりません。
(3)子どもの読書に関する講座等の実施‥ エラー! 参照するデータが見つかりません。
(4)図書関連施設職員の情報共有…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
5. 普及･啓発…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
(1)子ども読書啓発事業の取組…… エラー! 参照するデータが見つかりません。
(2)「子ども読書の日」に合わせたイベントの開催エラー! 参照するデータが見つかりません。
(3)家庭における読書活動の推奨……エラー! 参照するデータが見つかりません。
(4)新しい生活様式に対応した各種行事、講座等の実施エラー! 参照するデータが見つかりません。
(5)読書手帳の配布…… エラー! 参照するデータが見つかりません。

最後に調整

第1章　計画策定の背景

1. 法律の制定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定（平成 13 年）

■法律の基本理念

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」

2. 国の計画

国は、令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、基本方針として、「急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する」としています。

文部科学省 HP

①不読率の低減[1]

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等。

②多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備。

③デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGA スクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等の DX を進める。

④子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる。

[1] 1 か月に本を 1 冊も読まない子どもの割合を指します。年齢が上がるにつれて割合が高くなり、高校生では 5 割を超えるなど、政府の目標値（令和4年度に、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生 26%以下）には届いていない状況です。

3. 東京都の計画

東京都では、令和8年3月に「第五次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、子供の成長に合わせた働きかけやデジタル技術の活用、読書バリアフリーの推進、子供の意見の把握と反映といった視点から、基本方針と主な取組みを以下のとおりまとめています。

東京都 HP

【基本方針】

①発達過程に合わせた読書習慣の形成

子供一人一人の状況を踏まえた読書活動を支援し、発達過程に合わせた読書習慣の形成を推進するとともに、不読率が高い状況にある高校生が読書に興味や関心を持てる取組を進めていきます。

②デジタル技術を活用した取組の充実

本との関わりのきっかけとしての AI 等の活用、読書に関するコミュニケーション、一人 1 台端末を活用した学校図書館の利用促進など、様々な場面でデジタル技術を活用した読書活動を推進していきます。

③多様な子供たちの読書機会の提供

障害の有無、母語、家庭や子供たちの状況等に関わらず全ての子供が等しく読書をすることができるよう、学校、公立図書館等において、多様なニーズを踏まえた読書環境整備の更なる推進を目指します。

④子供の視点に立った読書活動の推進

多様な子供の意見を取組に適切に反映することが重要であり、様々な方法で子供の意見やアイデアを聴取する機会を設けるほか、子供自身が主体的に取り組む読書活動を推進します。

【主な取組】

- ●読み聞かせや親子で参加できるトークイベント等、子供や保護者が読書への興味や関心を高める機会の提供
- ●都立学校の図書館にソファーや個人ブースなどを備え、多様な過ごし方ができる空間を整備
- ●電子書籍の活用により、都立高校での探究学習や家庭学習などの取組を充実
- ●都立図書館の専門的な蔵書が閲覧できるタブレット端末を都立学校へ導入し、探究学習等に活用
- ●読み上げている文字の色がつくデジタル図書（マルチメディアデイジー※）を拡充し、校外学習等に活用
- ●バリアフリー図書等の貸出しを全ての特別支援学校に対応できる規模に拡大

なお、読書の対象として、**第五次計画では漫画、雑誌、図鑑等も対象とし、本の形態には電子書籍に加え、オーディオブックも含む**としています。

4. 狛江市の計画

狛江市では、法律の制定、国や東京都の動向を受け、狛江の子どもたちが読書活動に親しむことによって豊かな人間性を育むとともに、学校での学習向上と、読書をとおして家庭と地域の教育力の向上を図ることを目的として、「狛江市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に関する取組みを推進しています。

策定時期	計画名	主な取組
平成15年11月	第一次	・学校図書館資源共有ネットワークシステム事業の実施[2] ・計画の改定（2回） ・学校図書室パソコンの増設 ・学校への図書搬送システム週2回実施
平成 25 年3月	第二次	・専任の学校司書によるブックトーク[3]やアニマシオン[4]の実施 ・学級文庫の設置 ・赤ちゃんや障がいのあるお子さんに有用な「布の絵本」を製作 ・図書館司書と学校司書との連携強化及び活動支援
平成 29 年3月	第三次	・セカンドブック事業、サードブック事業[5]の実施 ・学校司書・図書館司書連絡会の実施 ・「こまえ電子図書館」の開設 ・図書消毒機の設置、返却本の拭き取り消毒等の実施
令和4年3月	第四次	・児童図書コーナー「こまえみライブラリーKid's」の開設 ・「こまえみライブラリーKid's」への自動貸出機の設置 ・新中央図書館建設に向けた準備と臨時窓口の開設 ・図書無断持出や蔵書点検能率向上のための IC タグ対応推進

[2]市内全小中学校の学校図書館の蔵書点検とデーターベース化、図書管理システムと図書発注管理システム、図書館業務システムの整備などを行い、狛江市全体の図書資源をネットワークシステムで運用することで、図書を活用した学習環境を再編・整備する事業です。

[3]学校のクラスや読書会などの集団に対して、特定のテーマに沿って数冊の本を順序よく組合せ、あらすじや著者紹介などを交えて本への興味を起こさせる技法です。

[4]子どもたちに読書の楽しさを伝え、読む力を引き出すために開発したグループ参加型の読書指導メソッドです。

[5]それぞれ新小学一年生、新中学一年生を対象に子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書活動を広げることや、節目を迎える時期に贈呈することで、あらためて本への親しみや興味を持たせることを目的としています。

5. 狛江市子どもの権利条例

狛江市では、子どもの身近な生活の場である狛江という地域が、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、大人が子どもの思いや考えを受け止め、子どもと大人が互いに尊重しともに生きることができるまちになることを目指して、令和8年4月に「狛江市子どもの権利条例」を制定しました。

この条例では、子どもの権利の内、以下の4点を特に大切で保障されなければならない権利として定めています。

①生きる権利及び成長・発達する権利

・安心して健康に暮らせること。
・愛情をもって大切に育まれること。
・暴力、いじめ、虐待等を受けないこと。
・休息できること。
・自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。

②ありのままでいられる権利

・個性や多様性が認められること。
・誰かと不当に比べられないこと。
・いかなる理由によっても差別を受けないこと。
・平等に扱われ、公正に評価されること。
・不利な点は合理的な範囲で配慮をされること。

③自分で自分のことを決める権利

・自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。
・様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。
・自分の意見、気持ち、考えを受け止め応答してもらえること。

④意見表明及び参加・参画する権利

・自分の意見、気持ち、考えを表現(＝意見表明)することができ、尊重されること。
・意見表明の機会が確保されること。
・意見表明をしないことも保障されること。
・表明したことについて、検討された結果を知ること。
・対話をして協働できること。
・地域の活動に参加・参画できること。

6. 狛江市における子どもの読書時間等の傾向

狛江市では、子どもの読書に関する意識や読書状況の実態を把握するため、第四次計画から子どもの読書に関するアンケートを、市内の公立小・中学校の協力を得て実施しています。また、市内保育施設等の協力の元、未就学児の保護者の方へお子様の読書に関するアンケートも実施しています。

詳細は資料編に掲載していますが、特に読書時間や読書習慣に関する状況について、不読率の低減等の課題抽出のため、以下のとおりまとめます。



7. 狛江市の第四次計画期間における成果と課題



第2章　第五次狛江市子ども読書活動推進計画

1. 計画策定の経緯

読書を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、近年では、国立国会図書館の所蔵資料約480万点がデジタル化される等、紙から電子へという流れは加速の一途を辿っています。

また、公共図書館での書籍の個人貸出総数は減少する中、来館者数は増加し続けており（下表参照）、本や資料を借りるだけではない図書館での過ごし方や、図書館自体のあり方の変化も感じ取られます。

現行の第四次計画が満了を迎える狛江市においても、そのような状況を踏まえ、狛江市の子どもたちが身近で読書を楽しむことができ、読書を通じて自分の「好き」についての自主的な学びや興味・関心を深め、自分なりの「得意」を発見できるよう、子どもの読書活動を支援・推進していくため、次期計画を策定いたします。

項　目	2022年	2023年	2024年	2025年
図書館総数	3,305（館）	3,310（館）	3,319（館）	3,318（館）
蔵書冊数	463,849（千冊）	466,985（千冊）	469,399（千冊）	471,978（千冊）
うち開架冊数	235,844（千冊）	234,999（千冊）	230,734（千冊）	229,238（千冊）
個人貸出総数	623,939（千点）	632,676（千点）	623,475（千点）	607,465（千点）
来館者数	263,361（千人）	296,175（千人）	310,951（千人）	320,482（千人）

公益社団法人　日本図書館協会「公共図書館集計」

2. 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念に則り、また『狛江市総合基本計画　第4次基本構想・後期基本計画』、『第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）』等狛江市及び狛江市教育委員会における各基本計画を踏まえ、近年の読書環境を取り巻く変化を捉えながら、子ども読書活動を推進するための計画を明らかにするものです。

3. 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や法改正、関連する各計画改定の状況等に応じ、必要な見直しを図ります。

4. 計画の対象

本計画の対象は、子どもの読書活動の推進に関する法律において「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう）」と定めていることなどから、0歳から18歳までの方を対象とします。

5. 計画の柱

1. 乳幼児期からの読書活動への取組

…子どもの生活範囲や成長に応じて、読書を十分に提供するため、子ども関連施設での取組を強化します。

2. 市立図書館及び学校図書館の充実

…市立図書館の資料や展示コーナーの充実を図ります。また、小・中学校での読書指導の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書をはじめとする全教職員による学校図書館を活用した学習を広く展開します。

3. 家庭・地域・学校等の連携・協働

…子どもと本を結びつけるために、各機関が協力し、地域の方々との協働により読書活動を推進するとともに、子どもの読書の大切さを家庭や子どもの身近にいる大人が理解するための啓発活動を実施します。

4. 子どもの読書活動の支援・推進

…子どもが主体的に、本を選ぶ力、情報を読み解く力、内容を理解する力、豊かな言葉を身につける力を育成支援します。また、ユニバーサル読書を推進し、すべての子どもたちにとって読書が身近にあり、読書が生きる上で一つの力となるような読書環境の整備を進めます。

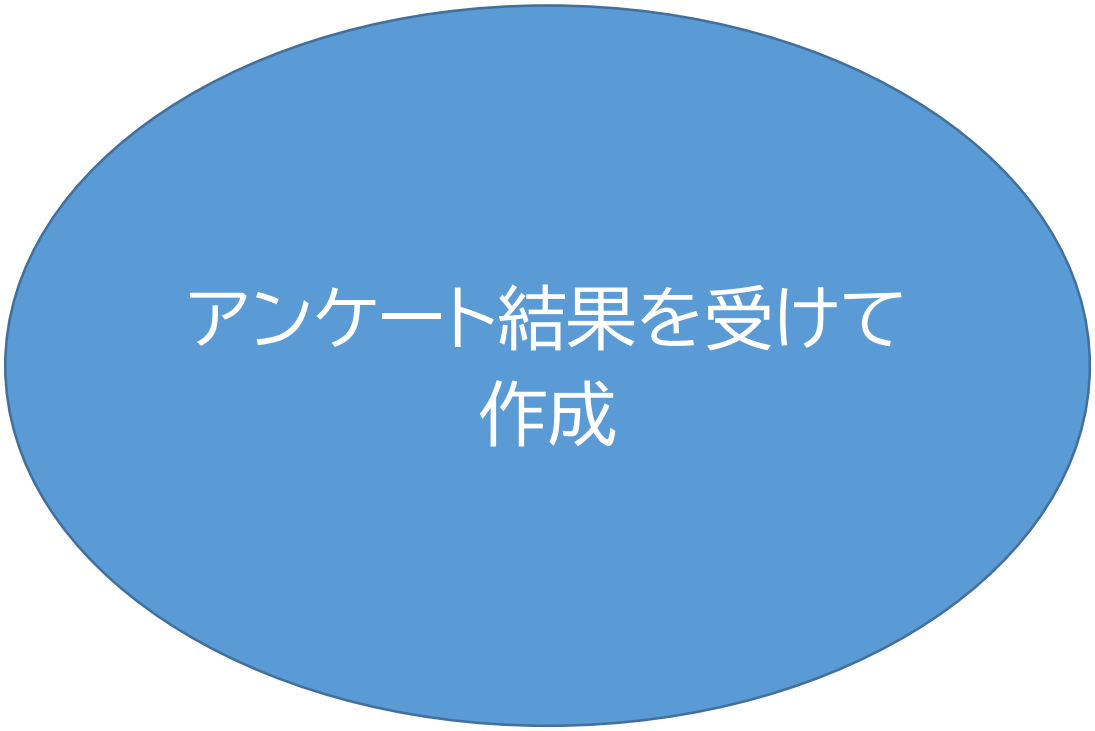
6. 読書活動推進のイメージ



6. 次期計画の目標と指標



～資料編～


アンケート結果を受けて
作成

※ 「第5章　読書活動実践レポート」は、令和3年 12 月時点で作成されています。用語や語句の表記については、寄せられた原稿をできるだけそのまま掲載しています。

※ 「第6章　資料編」の自由記述、「第7章　パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」のパブリックコメントご意見等につきましても、いただいた文章をできるだけそのまま掲載しています。

登録番号：Ｒ８－

第四次狛江市子ども読書活動推進計画

令和９年３月発行

発　　行　　狛江市教育委員会
印　　刷　　庁内印刷
頒布価格　　円

（事務局）　狛江市教育委員会 教育部 図書館
東京都狛江市東和泉一丁目３番 17 号
電話 03（3488）4414